

# 生命倫理をめぐるフランスの 法的規制の動向(1)

Tendances de la réglementation française en matière de bioéthique (1)

藤野 美都子\*

## 目 次

はじめに

1. 日本における生命倫理の法的規制
    - 1) 厚生労働省等の医学研究に関する指針
    - 2) 学会の自主規制
    - 3) 生殖補助医療に関する法制化の動き
  2. フランスにおける生命倫理の法的規制
    - 1) 国家倫理諮問委員会の設置
    - 2) 生命倫理関連法の制定（以上、本号）
    - 3) 2004年の生命倫理関連法改正
    - 4) 2011年の生命倫理関連法改正
  3. 国際社会に対するフランスの働き掛け
  4. 人間の尊厳の保障と自己決定権の尊重
- おわりに

## はじめに

生命科学・医学の近年の目覚ましい発展により、人類はこれまで望むことができなかった選択肢を手に入れることができるようになった。しかしながら、生命の操作、人体の商品化あるいは道具化を招き、予想しえない

---

\* 嘱託研究所員・福島県立医科大学医学部人間科学講座教授

損害を人類に及ぼす虞もでてきた。このようななかで、生命科学・医学に対して、何らかの規制が必要ではないかとの認識が高まってきた。1970年代のアメリカ合衆国をはじめとし、西欧諸国で生命倫理をめぐる議論が活発化してきた背景はここにあった<sup>1)</sup>。生命倫理 bioethics については、様々な定義が試みられているが、ここでは、著名な生命倫理学事典が「倫理学の様々な方法を学際的に用いて行う、生命科学と医療の道徳的問題—道徳的な見方、決定、行動、政策を含む—の体系的な研究である」という定義を冒頭で紹介していたことに言及するとどめたい<sup>2)</sup>。また、「生命倫理は、生命科学の進歩を阻止するべきものではなく、生命科学が社会の中で十分な理解を得て適切に進歩するための枠組みである。したがって、生命倫理は、一方で生命科学の更なる発展を支える根拠となり、他方で生命科学が社会の合意なく基本的価値を崩す場合には、これを制御する役割を果たす」<sup>3)</sup>との指摘に注意を払っておきたい。

さらに、グローバル化する社会において、生命倫理に関する世界共通の基準設定の必要性が指摘されるようになってきた<sup>4)</sup>。科学技術の移転には、一般に国境は存在しない。したがって、国レベルで特定の技術を規制しても、その規制を逃れ、国外で当該技術の研究をしたり、あるいは、当該技術を実施・利用したりすることは可能である。ヒト受精卵を用いた研究を

---

1) Cf. David J. Rothman, *Strangers at the Bedside : A History of How Law and Bioethics Transformed Medical Decision making*, Basic Books, 1991 (D.J. ロスマン (酒井忠昭監訳)『医療倫理の夜明け—臓器移植・延命治療・死ぬ権利をめぐる』(晶文社・2000年), Albert R. Jonsen, *The birth of Bioethics*, Oxford University Press, 1998 (A.R. ジョンセン (細見博志訳)『生命倫理学の誕生』(勁草書房・2009年), Marie-Geneviève Pinsart, *La Bioéthique*, Le Cavalier Bleu, 2009, Didier Sicard, *L'éthique médicale et la bioéthique*, PUF, 2009.

2) Stephen G. Post, "Introduction," in Post (ed), *The Encyclopedia of Bioethics*, 3<sup>rd</sup> ed., Macmillan, Reference, 2004, p.xi.

3) 依田隆一「国際人権法学の視点から—生命科学の発展と人間の尊厳および人権」北大法學論集55巻2号(2004年)163頁。

4) 位田隆一「国際法と生命倫理—国際生命倫理法の構築に向けて—」法學論叢156巻3・4号(2005年)65頁以下。

禁止しても、許容されている国で研究を実施することはできる。代理懐胎（代理出産）を国内法により禁止しても、規制されていない国で試みることができる。また、他国における規制や、国際社会における規制が、国内法に影響を及ぼすこともある。たとえば、2009年に日本の臓器の移植に関する法律が改正された背景には、国際移植学会が2008年5月2日に臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言をまとめたこと、さらに、世界保健機関 WHO が2009年5月の総会において、1991年の臓器移植に関する指導指針を改正し、臓器売買等を規制する方針を打ち出したことがあったと指摘されている<sup>5)</sup>。このように、ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて行き交うグローバル化の波は、生命倫理分野にも広くまた深く及んでいる。

フランスは、1994年に生命倫理関連法を制定し、生命科学に対していち早く包括的な規制を試み、さらに、国際社会に対して生命倫理に関する基準策定を積極的に働きかけている。本稿では、フランスを素材として、日本の現状をも視野に入れつつ、生命倫理をめぐる法的規制の今日の問題への接近を試みたい。

なお、生命倫理に関しては、法律をはじめとする正規の立法機関が作成し法的拘束力を有する規範のみに着目していたのでは不十分である。法律に基づかない国の指針や専門家集団の指針、国際機関が発する宣言等、法的拘束力はないが、実際には遵守されているまたは遵守されることが期待されるルールも、この分野では重要な意義を有している<sup>6)</sup>。したがって、本稿では、ハード・ローのみならずソフト・ローをも含め、生命倫理に関する法的規制について考察するものとする。

---

5) 岩波祐子「臓器移植の現状と今後の課題(1)～法改正の背景と国際動向～」立法と調査298号（2009年）42頁以下。

6) 依田隆一「医療を規律するソフト・ローの意義」樋口範雄・土屋裕子編『生命倫理と法』（弘文堂・2005年）70頁以下。Cf. Gérard Mémeteau, *Cours de Droit Médical*, 3<sup>rd</sup>.éd., Les Études Hospitalières, 2006, pp. 82 et s.

## 1. 日本における生命倫理の法的規制

日本では、1997年の臓器の移植に関する法律(2009年改正)と2000年のヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律が制定されている。前者は、異論のあった脳死段階での臓器移植に道を開くものであり、後者は、1997年のクローン羊ドリーの誕生に衝撃を受け、ヒトクローン産生を禁止するというものであった。日本においても、生命倫理に関する倫理原則を定め、包括的に規制する法律を制定すべきであるとの声もあるが<sup>7)</sup>、現時点での主な規制手段は、以下で紹介する行政指針によるものと、関連学会の自主規制によるものとに留まっている。

### 1) 厚生労働省等の医学研究に関する指針

厚生労働省は、適正に医学研究を実施するため、文部科学省および経済産業省と連携を図りつつ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、疫学研究に関する倫理指針、遺伝子治療臨床研究に関する指針、臨床研究に関する倫理指針、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針、ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針等を策定してきた。2005年度以降は、個人情報保護に関する法律の趣旨を踏まえ、指針等の見直しが行われた。また、指針等の遵守を厚生労働科学研究費補助金の交付の条件とし、違反があった場合には補助金の返還、補助金の交付対象外とする措置も講ずることとされている<sup>8)</sup>。

また、文部科学省も、ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針、ヒトES細胞の使用に関する指針、ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの

---

7) 櫛島次郎『先端医療のルール—人体利用はどこまで許されるのか』(講談社・2001年)、総合研究開発機構・川井健『生命倫理法案—生殖医療・親子関係・クローンをめぐって—』(商事法務・2005年)。

8) 厚生労働省HP「研究に関する指針について」(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html>)。

生殖細胞の作成を行う研究に関する指針等を策定している<sup>9)</sup>。

これらの指針の遵守については、原則として各研究施設内に設置される倫理審査委員会の審査に委ねられている。施設内倫理審査委員会は、当該研究が倫理指針に則って計画されているか否かの事前審査を行うが、恒常的に、研究中の統制や研究後の再審査を実施しているわけではない。

## 2) 学会の自主規制

生殖補助医療の分野に関して、日本産科婦人科学会の会告である「体外受精・胚移植」に関する見解、「非配偶者間人工授精」に関する見解、ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解、出生前に行われる検査および診断に関する見解、「着床前診断」に関する見解、代理懐胎に関する見解および胚提供による生殖補助医療に関する見解などがある。学会は、問題が生じる都度会告を出し、生殖補助医療の進歩に応じて会告を改訂してきた。会告を遵守しなかった会員に対しては、除名等の適切な処分を行うものとされている<sup>10)</sup>。

しかしながら、これらの会告は、あくまでも任意団体である学会の自主的なガイドラインに止まるもので、強制力はない。

## 3) 生殖補助医療に関する法制化の動き

専門家による自主規制として機能してきた日本産科婦人科学会の会告に違反し、1998年6月、精子・卵子の提供による体外受精が行われたことが明らかになり、さらに、1998年12月18日には、大阪地方裁判所において、夫の同意を得ずに実施された第三者の精子を用いた人工授精により出生した子について、夫の嫡出否認を認める判決が出された<sup>11)</sup>。このような状況

---

9) 文部科学省HP「ライフサイエンスにおける生命倫理に関する取組」([http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimei\\_rinri.html](http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimei_rinri.html))。

10) 日本産科婦人科学会HP「倫理に関する見解」(<http://www.jsog.or.jp/ethic/index.html>)。

11) 判例時報1696号118頁。

を受け、厚生科学審議会先端技術評価部会の下に、生殖補助医療技術に関する専門委員会が設置され、検討が行われ、2000年12月28日「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」がまとめられた<sup>12)</sup>。同報告書は遅くとも3年以内に必要な法整備を行うことを求めている。

実際に立法化を図るために、より具体的な検討が必要とされ、厚労省では、2003年4月28日に厚生科学審議会生殖補助医療部会による「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」<sup>13)</sup>が出された。他方、法務省からは、法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会による「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」<sup>14)</sup>が公表された。これらを踏まえ、厚労省で法律案作成の作業が進められたが、「子どもを産む権利を国が規制するのはおかしい」などと反発する意見が出され、作業が中断したままとなっている<sup>15)</sup>。

法制化が進まないなかで、国外で代理懐胎を実施した夫婦が、日本で出生届を出したところ、受理されなかったことを争った事件で、2007年3月23日、最高裁判所は、日本の民法が実親子関係を認めていない者の間に親子関係の成立を認める内容の外国裁判所の裁判は、公の秩序に反するものとして、日本においては効力を有せず、女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合において、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められないとの決定を下した<sup>16)</sup>。その際、最高裁が、「代

---

12) [http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1228-1\\_18.html](http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1228-1_18.html)

13) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0428-5a.html>

14) <http://www.moj.go.jp/content/000071864.pdf>

15) 以上の経緯については、稲熊利和「生殖補助医療への法的規制をめぐる諸問題～代理懐胎の是非と親子関係法制の整備等について～」立法と調査263号(2007年)128頁以下参照。

16) 最二小決民集第61巻2号619頁。

理出産が是認されるのか、是認されるとすればどのような条件が満たされる必要があるのか、という問題について検討が必要であり、親子法制の面では、……出生した子、その子を懐胎し出産した女性、卵子を提供した女性、これらの女性の配偶者等の関係者間の法律関係をどのように規整するかについて、十分な検討が行われ、これを踏まえた法整備が必要である。……医学の進歩がもたらす恩恵を多くの者が安心して享受できるようにするためにも、できるだけ早く、社会的な合意に向けた努力をし、これに基づいた立法がされることが望まれる」と指摘していた。生まれてくる子の福祉を考慮するならば、何らかの法整備が必要であるとの認識は、日本でも高まっている。

## 2. フランスにおける生命倫理の法的規制

医師の職業倫理の保持については、基本的に、医師会の定める医の倫理綱領 *Code de déontologie médicale* に委ねられてきた。フランスの医師会は、日本とは異なり、すべての医師に加入が強制される組織である。医の倫理綱領は、医師会により作成され、コンセイユ・デタ *Conseil d'État*（最高行政裁判所兼政府諮問機関）の議を経たデクレ *décret*（行政命令）の形で公布される<sup>17)</sup>。医の倫理綱領は、一般的な医の倫理に関する規定に加え、生命科学・医学の進歩等に対応する規定をも含み、医師会は、この倫理規定の遵守を監視する役割を果たしている。

1994年にいわゆる生命倫理関連法が制定される以前は、規制が必要と考えられる個別分野ごとに特別法が制定されてきた。古くは、1952年7月21日の血液法<sup>18)</sup>が制定されている。

人工妊娠中絶に関しては、望まない妊娠および墮胎罪による処罰が女性の人生を左右し、女性の可能性を低めてきたとする女性運動の影響を受け、

---

17) *L'article L4127-1 du Code de la santé publique.*

18) *Loi n° 52-854 du 21 juillet 1952 sur l'utilisation thérapeutique du sang humain, de son plasma et de leurs dérivés.*

1975年1月17日の人工妊娠中絶法<sup>19)</sup>が時限法として中絶を合法化した。1979年12月31日の法律<sup>20)</sup>により恒久法化され、2001年7月4日の法律<sup>21)</sup>により、中絶可能期間は10週から12週に延長された。未成年者や移民女性は妊娠に気付くのが遅れがちで、こうした女性の多くが社会的経済的に困難な状況にあることから、期間の延長が必要であるとするニザン報告書を受けての改正であった<sup>22)</sup>。

臓器移植については、1976年12月22日の臓器の摘出に関する法律<sup>23)</sup>が制定されていた。同法2条は、「死体からの摘出は、治療あるいは研究目的のために、本人が生存中に当該摘出の拒否を表明していない限り、実施することができる」とし、臓器摘出の条件として、いわゆる推定による同意を認めており、今日に受け継がれている。

生殖補助医療 *procréation médicalement assistée/assistance médicale à la procréation* に関しては、1988年にデクレが制定され<sup>24)</sup>、精子の提供と利用およびヒト由来の産物の流通に関しては、法律が制定されていた<sup>25)</sup>。また、卵子と精子の研究・保存センター *Centre d'Étude et de Conservation des*

---

19) *Loi n° 75-17 du 17 janvier 1975 relative à l'interruption volontaire de la grossesse.*

20) *Loi n° 79-1204 du 31 décembre 1979 relative à l'interruption volontaire de la grossesse.*

21) *Loi n° 2001-588 du 4 juillet 2001 relative à l'interruption volontaire de la grossesse et à la contraception.*

22) *Israël Nizand, L'IVG en France : propositions pour diminuer les difficultés que rencontrent les femmes*, La documentation Française, 1999. 中嶋公子「人工妊娠中絶と避妊に関する法律の改正—女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツのいま—」女性空間19号（2002年）、41頁以下参照。

23) *Loi n° 76-1181 du 22 décembre 1976 relative aux prélèvements d'organes.*

24) *Décret n° 88-327 du 8 avril 1988 relatif aux activités de procréation médicalement assistée.*

25) *Loi n° 91-1406 du 31 décembre 1991 portant diverses dispositions d'ordre social et Loi n° 92-1477 du 31 décembre 1992 relative aux produits soumis à certaines restrictions de circulation et à la complémentarité entre les services de police, de gendarmerie et de douane.*



Oeufs et du Sperme : CECOS が、卵子・精子の提供について実際の規制を行ってきた<sup>26)</sup>。

### 1) 国家倫理諮問委員会の設置

生命倫理分野における包括的な法整備の試みは、1983年にミッテラン大統領の命により、国家倫理諮問委員会 *Comité Consultative National d'Éthique pour les Sciences de la vie et de la Santé* が設置されたことに始まる<sup>27)</sup>。1978年にイギリスで体外受精児が誕生したというニュースが世界を駆け巡り、フランスでも、1982年に体外受精児が誕生するに至り、生命への人為的な介入に関する議論の必要性が高まっていた。フランスの国家倫理諮問委員会は、国レベルの常設委員会としては、世界初のものであった。後述する1994年の生命倫理関連法により、法律上の組織とされ、2004年の改正により、より強い独立性が付与された<sup>28)</sup>。委員会は、委員長に加え、哲学・宗教関係者5名、倫理問題に精通する19名、研究部門の15名で構成され、大統領、両院議長、政府の構成員等からの諮問を受け、あるいは、独自に、生物学、医学、保健の領域における知見の進歩により提起される倫理問題および社会の疑問に対して、見解を述べることを任務としている。最初の見解は、1984年5月22日の胚および死亡胎児からの組織の摘出に関するものであり、立法による規制の有用性が指摘されていた<sup>29)</sup>。現在までに、生命倫理をめぐるその時々の問題について100を超える見解が示され

---

26) 西村高宏「倫理原則を備えた法的な規制の試み—フランスにおける生命倫理法についてのノート—」医療・生命と倫理・社会1巻(2002年)101頁以下および総合研究開発機構・川井健編『生命科学の発展と法—生命倫理法試案—』(有斐閣・2001年)184頁以下。

27) *Décret n° 83-132 du 23 février 1983 portant création d'un Comité consultatif national d'éthique pour les sciences de la vie et de la santé.*

28) *L'article L1412-2 du code de santé publique.*

29) *Avis sur les prélèvements de tissus d'embryons et de foetus humains morts, à des fins thérapeutiques, diagnostiques et scientifiques. Rapport, N° 1, le 22 mai 1984.*

てきた。国家倫理諮問委員会の見解は、立法過程を通して、その多くが実際の立法に取り入れられており、生命倫理の法的規制に関する同委員会の貢献は非常に大きい<sup>30)</sup>。

## 2) 生命倫理関連法の制定

生命倫理関連法の制定は、1986年に、シラク首相がコンセイユ・デタに対し、生命科学に関わる医師と研究者の行為を規制する法的枠組みの検討を要請したことから具体化し始めた。その検討の結果がまとめられ、1988年に報告書が提出された。一般に委員長名をとってプレバン報告書といわれている<sup>31)</sup>。人体の不可侵性、人体の不可譲渡性という生命倫理に関する基本原理が提示された。なお、この報告書の一つの成果として、被験者の保護に関する1988年12月20日法律<sup>32)</sup>が制定されている。同法律は、生物医学研究を公に承認し、研究を管理することを通じ、被験者を保護することを目的とし、①被験者の事前の同意を要求し、②生物医学研究の被験者保護諮問委員会 *Comités consultatifs de protection des personnes dans la recherche biomédicale* (医薬品の臨床研究に関する2001年4月4日のEU指令2001/20を受け、2004年、個人保護委員会 *Comités de protection des personnes* に引き継がれている。)を創設し、③研究から直接的に利益を受け

30) Cf. G. Mémeteu, *op.cit.*, pp.377 et s., Denis Berthiau, *Droit de la Santé*, Gaulino Éditeur, 2007, pp.21 et s.

31) Guy Braibant, *Sciences de la vie – De l'éthique au droit, La Documentation Française*, 1988. プレバン報告書については、①小出泰士「フランスにおける臓器摘出の条件「推定による同意」は正当化できるか？」生命倫理12巻1号(2002年)77頁および②小出泰士「仏語圏の生命倫理」シリーズ生命倫理学編集委員会(今井道夫・森下直貴責任編集)『シリーズ生命倫理学第1巻生命倫理学の基本構図』(丸善出版・2012年)128頁以下、フランス刑法研究会(代表・新倉修)「フランス生命倫理法の基本構想(1)ープレバン報告『生命科学ー倫理から法へ』ー」國學院法学36巻2号(1998年)5頁以下および「フランスにおける生命倫理法の基本構想(2)」國學院法学37巻2号(1999年)109頁以下を参照。

32) *Loi n° 88-1138 du 20 décembre 1988 relative à la protection des personnes qui se prêtent à des recherches biomédicales.*

ることのない被験者の保護について特に配慮している<sup>33)</sup>。この報告書をもとに、1989年、ブレバンは、生命科学と人権に関する法律草案を作成し政府に提出した。この草案が大きな議論を巻き起こしたことから、1990年、ロカール首相は、コンセイユ・デタに再度意見を求めた。コンセイユ・デタの評定官ルノワールは、諸外国の実践と法的規制の状況に関する情報を収集し、必要と思われる立法提案を盛り込んだ報告書<sup>34)</sup>を1991年に提出した。これらをもとに生命倫理に関する3法律案（以下、人体尊重法、移植・生殖法、および記名情報法とする。）が政府により作成され、議会に提出された。

他方、議会でもブレバン草案を受け、以下のような動きがみられた。議会科学技術選択評価局 *Office Parlementaire d' Evaluation des Choix Scientifiques et Technologiques* は、ブレバン草案に対する検討を行い、1992年に検討結果を公表した<sup>35)</sup>。また、国民議会の常任委員会の下に派遣調査団 *mission d'information* が設置され、報告書<sup>36)</sup>が提出された。さらに、国民議会では、ルーディ議長の下、特別委員会が設置され、検討が続けられた<sup>37)</sup>。その結果、政府提出法案には含まれていなかった出生前診断と受精

---

33) フランス刑法研究会（代表・新倉修）「フランスにおける生命倫理と法(1)」*國學院法学*34巻4号（1997年）176頁以下。

34) *Noëlle Lenoir, Aux frontières de la vie : une éthique biomédicale à la française*, La documentation Française, 1991.

35) *Franck Sérusclat-OPECST, Rapport sur les sciences de la vie et les droits de l'homme: bouleversement sans contrôle ou législation à la française*, Assemblée nationale n° 2588, Sénat n° 262, le 28 février 1992.

36) *Bernard Bioulac, Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la bioéthique*, Assmblée Nationale, n° 2565, le 18 février 1992.

37) *Bernard BIOULAC et Yvet. ROUDY, Rapport fait de au nom de la Commission spéciale sur les projets de loi n° 2599 relatif au corps humain et modifiant le Code civil, n° 2600 relatif au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain et à la procréation médicalement assistée et modifiant le Code de la santé publique, et n° 2601 relatif au traitement de données nominatives ayant pour fin la recherche en vue de la protection ou l'amélioration de la santé et modifiant la*

胚研究に関する規定等が追加されることとなった。法案は、1992年に国民議会で採択され、元老院に送付された。

1992年に政権交代があり、バラデュール新首相は、再度法案の検討をするよう与党多数派のマティ国民議会議員に要請することとなった。これを受けて報告書が提出された<sup>38)</sup>。同報告書が、前政権の法案を引き継ぐべきであるとの結論を下したことから、議会での審議が継続されることとなった。こうして、国民議会の特別委員会および元老院の社会問題委員会等から報告書が提出され、修正に修正を重ねながら、両院2回ずつの審議が行われた。両院協議会による最終案の作成を経て、最終的には、1994年、党議拘束を外したうえでの採決により、可決されたのであった<sup>39)</sup>。

さらに、人体尊重法と移植・生殖法については憲法院への付託が行われた。セガン国民議会議長による申立に加え、与党のなかの生命倫理関連法を憲法違反と考える少数派議員による申立があった。セガン議長は、法律は憲法に適合するとの立場であり、提訴の内容は、違憲の疑いのある条文を提示せず、合憲の確認を要請するものであった。生命倫理関連法の掲げる諸原理に憲法的価値が付与されることを求めており、異例の申立であった。他方、国民議会議員による提訴も、野党による提訴ではなく、与党少数派によるものであった点が注目を集めた。生命倫理に関する問題が、党派を超えて各人の倫理観を問うものであるという特殊性を反映していると指摘されている<sup>40)</sup>。

---

loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés, Assemblée nationale, n° 2871, le 30 juin 1992.

38) Jean-François Mattei, rapport à Monsieur Le Premier Ministre sur l'éthique biomédicale, le 15 novembre 1993.

39) 1994年生命倫理関連法の制定過程については、フランス刑法研究会前掲註33) 159頁以下、棚島次郎「フランス『生命倫理法』の全体像」外国の立法33巻2号(1994年)1頁以下、ノエル・ルノワール/北村一郎・大村敦志「フランス生命倫理法の背景—ルノワール氏に聞く」ジュリスト1092号(1996年)74頁以下等を参照。

40) 滝沢正「フランスにおける生命倫理法制」上智法學論集43巻4号(2000年)

憲法院は、1946年憲法前文の冒頭から、人間の尊厳の擁護は憲法的価値を有する原理であるとし、「これらの法律は、いくつかの原理の総体を謳うものであり、それには人間の優位性、生命誕生時からの人の尊重、人体の不可侵性・完全性およびその非財産的性格の欠かおおよび人類の完全性が含まれる。このように確認された諸原理は、人間の尊厳の擁護という憲法的原理の尊重の確保を目指すものである」と判示した。人間の尊厳の擁護に憲法的価値を認め、人間の優位性、人の尊重、人体の不可侵性および人類の完全性という四つの原理については、人間の尊厳の擁護の構成要素であり、同原理の実現を補完する役割を果たすものと位置付けている<sup>41)</sup>。

成立した生命倫理関連法は、三つの法律から構成されている。1994年7月29日の人体尊重法<sup>42)</sup>は、民法典および刑法典を改正するもので、先端医療技術の規制に関する共通原則を定めている。同法2条は、「この法律は、人の優越性を保障し、その尊厳へのあらゆる侵害を禁止し、人をその生命の始まりから尊重することを保障する」と謳う。そして、人体を尊重される権利を保障し、人体および種としての人の完全性に対する侵害を禁止し、人体やその生成物の不可譲渡性を定め、それらが商取引の対象とされることを禁止している。さらに、代理懐胎が禁止され、遺伝子検査の規制等が盛り込まれ、これらに違反した場合には、1年から7年の禁錮刑および10万フランから70万フランの罰金刑が定められた。1994年7月29日の移植・生殖法<sup>43)</sup>は、公衆衛生法典を改正し、臓器移植、生殖補助医療、出生前診

---

15頁。

41) **Cons.Const. Decision n° 94-343/344 DC du 27 juillet 1994.** 憲法院の判決内容については、小林真紀「生命倫理法と人間の尊厳—1994年7月27日憲法院判決」フランス憲法研究会編（編集代表辻村みよ子）『フランスの憲法判例』（信山社・2002年）87頁以下およびフランス読書会・中村義孝編（蛭原健介）「フランスにおける生命倫理立法と憲法院—1994年7月27日憲法院判決を素材として—」立命館法學1996年4号246頁以下を参照。

42) **La loi n° 94-653 du 29 juillet 1994 relative au respect du corps humain.**

43) **La loi n° 94-654 du 29 juillet 1994 relative au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale à la procréation et au dia-**

断、遺伝子検査などの個別分野を規制する。1994年7月25日の記名情報法<sup>44)</sup>は、1978年1月6日の情報保護法を改正し、個人の医療情報の研究利用に関する規制を盛り込んでいる<sup>45)</sup>。

なお、フランスの生命倫理関連法には、終末期医療に関する規定は含まれていない。フランスでは、緩和ケアの充実および医師と患者・家族との対話の促進が重視され、終末期医療については、医師と患者・家族関係のなかで処理すべき問題であると考えられてきたからである<sup>46)</sup>。1998年に看護師によるいわゆる慈悲殺事件が起これ、安楽死論争が活発化するなかで、政府および立法の方針は、緩和ケアの充実と積極的安楽死の否定へと傾き、1999年6月9日の緩和ケアを受ける権利を保障する法律が制定された<sup>47)</sup>。同法は、終末期における積極的な治療を拒否する権利を患者に認めた。さらに、2002年3月4日の患者の権利および保健システムの質に関する法律<sup>48)</sup>により、終末期に限らず一般的に、治療の拒否および停止に関する患

---

gnostic prénatal.

44) La loi n° 94-630 du 25 juillet 1994 modifiant le livre II bis du code de la santé publique relatif à la protection des personnes qui se prêtent à des recherches biomédicales.

45) 1994年の生命倫理関連法の内容については、北村一郎「フランスにおける生命倫理立法の概要」ジュリスト1090号(1996年)120頁以下、滝沢前掲註40)9頁以下、立石真公子「フランスにおける生命倫理法と憲法」宗教法15号(1996年)55頁以下、奈良雅俊「人間の尊厳とフランス生命倫理法」思想668号(2002年)71頁以下、櫛島次郎「フランスの先端医療規制の構造—生命倫理関連法体系の分析」法律時報68巻10号(1996年)48頁以下、櫛島前掲註39)2頁以下等を参照。

46) 櫛島次郎「フランスにおける意思決定の代行—生命倫理関連法からみた人権保護のあり方」法律時報67巻10号(1995年)34頁および小出前掲註31)②133頁以下。

47) Loi n°99-477 du 9 juin 1999 visant à garantir le droit à l'accès aux soins palliatifs.

48) Loi n°2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé.

者の意思の尊重が認められることとなった。2003年、交通事故により身体  
の自由を奪われ、シラク大統領に積極的安楽死を認めるよう手紙を書いた  
青年が、母親を説得し毒物を点滴させるという方法により死亡したことを  
受け、再び安楽死論争に火がついた。国民議会に設置された「終末期にお  
ける看取り」に関する派遣調査団は、2004年に報告書<sup>49)</sup>を提出し、これを  
受けて2005年4月22日の患者の諸権利と終末期に関する法律<sup>50)</sup>が制定され  
ている<sup>51)</sup>。

---

49) Jean Leonetti, **Rapport fait au nom de la mission d'information sur l'accompagnement de la fin de vie**, Assemblée nationale n°1708 le 30 juin 2004.

50) **Loi n°2005-370 du 22 avril 2005 relative aux droits des malades et à la fin de vie.**

51) 終末期医療をめぐるフランスの立法動向については、拙稿「終末期における患者の意思の尊重—フランス法からの示唆」年報医事法学23号（2008年）22頁以下参照。

